

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令等の公布等について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 31 号。以下「整備省令」という。）が本日公布され、令和 7 年 10 月 1 日から施行されるほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 88 号。以下「整備告示」という。）及び指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和 7 年厚生労働省告示第 89 号。以下「要件告示」という。）が本日告示され、令和 7 年 10 月 1 日から適用される。

本改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の概要

（1）整備省令及び整備告示関係

改正法第 3 条による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 13 項において、障害福祉サービスとして、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が新たに創設されたことに伴い、就労系障害福祉サービス（就労移行支援及び就労継続支援）を対象としている各制度の一部について、就労選択支援をその対象に追加するとともに、条項の移動等に伴う所要の規定の整理を行うもの。

(2) 要件告示関係

ア 指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等は、就労選択支援員養成研修を修了した者（以下「養成研修修了者」という。）とするもの。ただし、令和9年度末までは、障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）又は基礎的研修と同等以上の研修[※]の修了者を養成研修修了者とみなすこととするもの。

(※) 本告示における基礎的研修と同等以上の研修は以下に掲げるものとする。

- (i) 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）第1号イに規定する研修）
- (ii) 訪問型職場適応援助者養成研修（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2第2項第1号の訪問型職場適応援助者の養成のための研修及び促進則第20条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修）
- (iii) 研修告示第1号ハに規定する研修
- (iv) サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）（「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発08300004 こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」3（4）に規定するサービス管理責任者専門コースの就労支援コース）
- (v) 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）（「相談支援従事者研修事業について」（平成18年4月21日障発0421001 こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局保健福祉部長連名通知）別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」3に規定する専門コース別研修の就労支援研修）

イ 就労選択支援員養成研修の受講要件は、以下に掲げる者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して5年以上であること又は基礎的研修を修了していることとするもの。ただし、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できることとするもの。

- ・ 就労選択支援の従事者（要件告示第一号ただし書きの規定により養成研修修了者とみなされた者に限る。）
- ・ 就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援の従事者[※]

(※) 障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間は、指定基準第177条、第187条、第199条又は第206条の4にお

いて準用する指定基準第 51 条に規定する管理者、指定基準第 175 条第 1 項第 1 号又は第 186 条第 1 項第 1 号(第 199 条において準用する場合を含む。)に規定する職業指導員及び生活支援員、第 175 条第 1 項第 2 号に規定する就労支援員、指定基準第 175 条第 1 項第 3 号、第 186 条第 1 項第 2 号(第 199 条において準用する場合を含む。)又は指定基準第 206 条の 3 第 2 項に規定するサービス管理責任者並びに指定基準第 206 条の 3 第 1 項に規定する就労定着支援員として従事した期間とする。

- ・ 職場適応援助者（企業在籍型職場適応援助者を除く。）、障害者職業カウンセラー又は障害者就業・生活支援センターの従事者（「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成 14 年 5 月 7 日職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号厚生労働省 職業安定局雇用開発部長・社会・援護局保健福祉部長連名通知）別紙 2「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」第 3 に規定する主任就業支援担当者並びに就業支援担当者及び「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」別紙 3「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」第 3 に規定する生活支援担当職員に限る。）

- ・ その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者※

(※) 本告示における「その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者」は、都道府県又は市区町村が条例等に基づき障害者に対して就労支援を行う事業の従事者及び促進則第 23 条第 1 項に規定する障害者能力開発助成金**による障害者能力開発訓練の事業を行う機関の訓練担当者、就職支援責任者とする。

(※※) 以下のものを含む。

- ・ 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 58 号）第 1 条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和 49 年法律第 116 号。以下「雇保則」という。）第 138 条の 3 に規定する障害者職業能力開発助成金
- ・ 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 66 号）第 1 条の規定による改正前の雇保則第 125 条第 1 項に規定する障害者職業能力開発コース助成金

ウ 就労選択支援員養成研修は、次表に定める内容以上のものとするもの。

区 分	科 目	時間数
講義	就労選択支援の目的と役割に関する講義	一
	就労アセスメントの目的と手法に関する講義	一・五
	関係機関との連携に関する講義	一
講義及び演習	ニーズアセスメントの手法に関する講義及び演習	二
	アセスメントシートの具体的活用に関する講義及び演習	三
	アセスメント情報の整理と活用に関する講義及び演習	二・五
合 計		十一

第2 施行期日及び適用期日

令和7年10月1日（整備省令第6条及び第7条の規定は、公布の日。整備告示第9条及び第10条の規定は、告示の日。）。

第3 その他

就労選択支援について、留意事項等をお示しする通知を別途発出する予定。